

別記

- 1 私立大学等経常費補助金配分基準（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）Ⅴの6による減額調整（配分基準Ⅴの6の（4）の運用について（その他の調整）」（平成10年2月27日理事長裁定）に定める調整のうち（1）を除く。）を受けた私立大学等に対しては、補助金を交付しないものとする。
- 2 会計検査院決算検査報告により不当事項として指摘を受ける等社会通念上遵守すべき事項に違反した私立大学等に対しては、補助金を交付しないものとする。
ただし、会計検査院決算検査報告により不当事項として指摘を受けた場合で、日本私立学校振興・共済事業団が私立大学等経常費補助金取扱要領（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）16の（1）の補助金の交付の取消しの事由に該当しないとした場合にあっては、補助金算定額の75%を交付するものとする。
- 3 医学・歯学の正規の課程を修めて当該年度の前年度末に卒業した者の医師・歯科医師国家試験の合格率（以下「当該年度合格率」という。）が70%未満の大学は医学・歯学研究科に係る補助項目のうち、以下の項目の補助金を交付しないものとする。
ただし、当該年度合格率が70%未満であっても、当該年度合格率を含む過去3年度の平均合格率が70%以上のものについては、この限りではない。
・大学院高度化推進特別経費
- 4 前各号で定めるもののほか、必要があると認められるときは、当該学校法人又はその設置する私立大学等もしくは学部等について、所要の調整ができるものとする。